

ツキノワグマの特徴と生態

- 体長：100～150センチ ※オスはメスよりも大きい
- 運動能力：とても速く走れる 木登りや泳ぎも得意
- 体重：30～130キログラム
- 嗅覚：優れている
- 視覚：あまり良くない
- 聴覚：優れている



ツキノワグマの1年

- 春** 冬眠明けは山菜などを食べて、体力を回復
- 夏** 繁殖期を迎え、活発に行動を始める
- 秋** 冬眠に備えて積極的に採食する
- 冬** 冬眠。メスは冬眠中に1～2頭の子どもを出産する

ツキノワグマの被害を防ぐために

7年度は、ツキノワグマの出没報告が過去最多となり、人身被害も発生しました。
本号では、クマ被害に遭わないために注意すべき点や、クマ対策費用への市の助成制度について紹介します。
■問い合わせ先 農林課林業係（☎・内線1335）



出会ってしまったら

ツキノワグマは本来、警戒心が強く、慎重な動物です。普段は人目を避けて行動していますが、人と突然遭遇すると、驚きや恐怖心から、自身や子グマを守るために、人を攻撃することがあります。被害を防ぐには突然の遭遇を避けることが肝心です。

- クマがこちらに気づいていない場合**
▼気づかれないように、静かにその場から立ち去りましょう
- クマがこちらに気づいている場合**
▼クマとの距離が十分にある場合は、ゆっくりと後ずさりして逃げましょう。背中を向けて走って逃げると、本能的に追いかけてくる可能性があります。
- 至近距離でクマに遭遇した場合**
▼攻撃されそうになったら、両腕で顔や頭を覆い、うつ伏せになるなどしてダメージを最小限にとどめることが重要です。
- クマは、一撃を与えた後、すぐに逃げる**
▼クマは、一撃を与えた後、すぐに逃げる。クマが多いとされています。
- 子グマを見かけたら**
▼近くに母グマがいます。絶対に近づかないで、速やかに立ち去りましょう。

やってはいけない3つの行為



出会わないために

クマの出歩く時間を避ける
森で暮らすクマは昼行性ですが、人里で活動するときは夜行性になることが知られています。早朝や夕暮れ時は活発に動きます。この時間帯は、山林やその周辺での活動を控えましょう。



音や声で存在を知らせる

鈴や携帯ラジオを鳴らしたり会話をするなどして、こちらの存在を伝えましょう。突然の遭遇は事故の原因となります。



周囲に目を配る

山菜採りに夢中だったり、沢や風の音が強かったりすると、お互いの存在に気づくのが遅れ、クマに遭遇してしまうことがあります。



寄せつけないために

ごみなどの管理
クマを誘引する生ごみ、果樹や野菜などを屋外に放置せず、適切に処理することが大切です。また、草刈り機など使用うガソリンなど揮発性物質もクマを誘引するため、保管場所に注意してください。

果樹は早めに全て収穫

放置された柿や栗の実、クマにとって魅力的な餌となり、一度「餌場」と覚えると、繰り返し人里に現れる原因になります。果樹は早めに全て収穫し、未利用の木は伐採してクマを寄せつけないようにしましょう。

やぶなどの刈り払い

野生動物は、体が丸見えになることを嫌うため、身を隠せる場所を無くすことで、出没しにくくなります。農地や住宅周辺の茂みを取り除いて、見通しを良くしましょう。

電気柵の設置

クマの餌場となる場所（畑、養蜂巣箱、畜舎、飼料置き場など）には、電気柵が効果的です。20センチの間隔で三段程度を張ると侵入されにくくなります。

クマから暮らしを守るために 市が対策費用の一部をサポート

市鳥獣被害対策実施隊の隊員と住民団体が協働で行う、捕獲などの設置に要する経費の一部を助成します

対象団体 市鳥獣被害対策実施隊の隊員および3人以上の地域住民で構成される団体（所属できる団体は1人につき1団体）
要件 捕獲の許可を受けた地域での必要な設置
補助率 捕獲した設置1カ所につき3万円
補助金の上限額 9万円

狩猟免許を新規に取得する際に要する経費の一部を助成します

対象者 次の要件を全て満たす人
▼市内に住所を有し、市税の滞納がない
▼狩猟免許を新たに取得した
▼狩猟免許取得後、市猟友会に入会し、かつ市鳥獣被害対策実施隊に入隊する人
補助対象 第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許
対象経費 受験料、申請手数料、医師の診断書料、教習費など
補助金の上限額
▼第一種銃猟免許、第二種銃猟免許 11万5000円
▼わな猟免許 1万5000円

農家・農業者組織が行う電気柵の設置に要する経費の一部を助成します

対象者 1世帯または1事業所もしくは農地が隣接する2戸以上の団体
補助対象経費 電気柵資材費（設置1基に係る経費）
補助率 設置に要する経費の2分の1以内（1000円未満は切り捨て）
補助金の上限額
▼1世帯または1事業者 10万円
▼農地が隣接する2戸以上の団体 50万円

住宅地周辺の栗の木、柿の木の伐採に要する経費の一部を助成します

対象者 市内に住所を有し、対象樹木を所有または所有者から同意を得て管理する個人もしくは団体
要件
▼誘引樹木の周囲半径約50メートル以内に入家がある
▼農地を守るための果樹などの伐採ではない
▼対象樹木を根元から伐採すること
▼対象樹木の胸高直径が約20センチ以上または樹高が5メートル以上
▼助成を受ける人と対象樹木の所有者が異なる場合は、所有者に同意を得ていること

伐採は市内の伐採業者へ委託すること
対象経費 業者へ支払う伐採作業委託料および伐採樹木処分委託料から、伐採により得た収入を控除した額
補助金額 対象経費の2分の1の額（1000円未満は切り捨て）
補助金の上限額 5万円